

平成十九年六月十八日提出
質問第四〇〇号

環境省浄化槽推進室長通知の解釈に関する質問主意書

提出者 末松義規

環境省浄化槽推進室長通知の解釈に関する質問主意書

平成十八年五月十七日付、環境省浄化槽推進室長通知「中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会浄化槽専門委員会における議論について」の解釈について、以下質問をする。

一 保守点検業者が定められた期間に一回を超えて保守点検を行う場合には、その必要性と作業内容を詳細に説明する必要があると考えるがいかかか。

二 年に三回でよいとされる浄化槽の保守点検回数を、県下一円一律に年十二回保守点検をしなければならぬとする必要性を具体例で示して欲しい。

右質問する。